

3次計画事業予定一覧(再掲・廃止を除く)

局	課	No.	事業名	事業概要	令和4年度実施予定・目標値等	今後の方向性(変更等がある場合)
健康福祉局	精神保健課	1	自殺予防週間及び自殺対策強化月間等における啓発事業	「広報さかい」への記事掲載やポスター等の掲示により、自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知に努めます。また、自殺対策に関するポスターを駅や施設に掲示、各区役所において懸垂幕の掲揚や啓発パネル展を実施するなど、自殺や自殺関連問題についての正しい知識の普及を推進します。	①予防週間：市役所で啓発パネル展示とデジタルサイネージによる周知、各区役所で啓発懸垂幕掲揚を行う。また、市のSNSによる周知を行う。 ②強化月間：市役所で啓発パネル展示とデジタルサイネージによる周知、各区役所で啓発懸垂幕掲揚を行う。また、市のSNSによる周知を行う。 ③その他：上記に合わせ、ホームページの更新、庁内各所及び庁外関係機関への国啓発ポスターの掲示依頼等を行う。	継続実施。
健康福祉局	精神保健課	2	相談機関一覧(悩み相談)の作成	各種相談一覧(悩み相談)を作成し、相談機関相互の連携と周知を図ります。	①「相談機関一覧」の情報を更新し、ホームページに掲載する(全件照会1回及び随時更新)。 ②ホームページに「相談機関一覧」が掲載されていること等を周知する啓発カードを作成し、配布する(30,000枚)。	冊子(紙媒体)での配布を止め、随時更新が可能なホームページでの運用を基本とする。また、物理的な媒体配布がなくなる分、当該情報が掲載されている旨の周知に力を入れる。
健康福祉局	精神保健課	3	広報メディアの積極的な活用	ホームページや「広報さかい」など様々な広報媒体各種メディアを積極的に活用して、普及啓発活動を推進します。	①SNS：市のSNSによる周知を行う(4回)。 ②広報さかい：メンタルヘルス対策セミナー、予防週間・強化月間における活動、ゲートキーパー研修、その他時宜に応じた内容について掲載する。 ③その他：予防週間・強化月間における報道提供を実施する。	継続実施。
健康福祉局	精神保健課	4	自殺対策に関するホームページの充実	自殺対策のホームページに、自殺の現状、基礎知識、うつ病に関する知識、働く人のメンタルヘルス対策の情報や各種相談機関の情報を掲載するなど、ホームページ情報の充実を図ります。	自殺対策のホームページについて、「自殺の現状」「相談機関一覧」「研修会・講演会」「自殺対策強化月間(3月)」「自殺予防週間(9/10~9/16)」「堺市自殺対策推進計画(第3次)」の各コーナーを適宜更新すると共に、必要に応じて新たな情報を掲載する(少なくとも四半期ごと)。	継続実施。
健康福祉局	精神保健課	5	依存症対策における自殺予防に関する啓発	依存症対策に関する啓発の場面において、自殺予防に関する正しい知識等についての啓発を推進します。	当課が所管するすべての依存症啓発の場面において、依存症と自殺との関連性等に関する内容を取り込めないかを検討し、可能であればその啓発を行う。なお、随時対応を含めた全場面での実施となるため、数値としての目標は設けない。	当課が所管する依存症と自殺の両事業について、そのすべてを連動させる。また、当課が所管しない啓発や研修等においても、その趣旨を踏まえたものとなるよう、実施主体に働きかける。
市民人権局	生涯学習課	6	生涯学習まちづくり出前講座	市政に対する市民の理解を深めるために行政の取組や施策等について市職員が地域に出向き、講座形式で説明を行います。うつ病に対する啓発やこころの健康増進を目的とした、「こころの健康講座～ストレスと上手につきあうコツ～」、自殺予防の啓発を目的とした「みんなで支えよう大切ないのち～ゲートキーパーになろう～」の2講座を提供します。	出前講座案内パンフレット配架(2,500部) その他、ホームページ等による出前講座の周知・広報。 ※コロナウイルス対応のため、こころの健康センターが担当している出前講座【F-12】【F-13】【F-14】【F-15】については、受付中止。	出前講座パンフレットの部数減、仕様簡素化について見直し予定。
子ども青少年局	子ども育成課	7	産後のメンタルヘルスの啓発	マタニティブルーや産後うつ病について、母子健康手帳別冊等で情報提供を行います。妊娠届出をされた方全員に保健師が面接を行い、支援の必要な方を把握し、適切な支援を行うことにより、育児負担の軽減に努めます。	・妊娠届出時の全数面接実施率100% ・産婦健診後の要支援対象者へのかかわり100%	
健康福祉局	精神保健課	8	自殺に関する統計資料等に関する分析	自殺に関する各種統計(人口動態統計、警察庁統計等)について、経年的に把握し、大阪府警察本部より毎月の自殺者数について報告を受けることにより、そのリスク要因に関する分析を行います。	厚生労働省から提供を受けた人口動態統計、地域における自殺の基礎資料及び、大阪府警察本部から提供を受けた月別自殺者数により、男女・原因・動機別自殺者数、男女・職業別自殺者数、年齢・男女別自殺者数、年齢・手段別自殺者数、「堺市・全国・大阪府」の自殺状況を資料化して、前年度との相違を比較するとともに傾向の把握を行う。また、保健医療課から本市の自殺者数(各区分・男女別・5歳階級別)の提供を毎月受け、速報値としての把握を行う。	継続実施
健康福祉局	精神保健課	9	本市における自殺の現状等情報提供体制の充実	人口動態統計及び警察庁統計を活用することにより、本市の自殺の状況を経年的に把握して分析し、毎年の状況をホームページ等で公開します。	本市のホームページの「自殺対策」にて情報の公開を行う。	継続実施
健康福祉局	精神保健課	10	大阪府自殺対策審議会への参画や大阪府・大阪市等の広域的な連携	大阪府自殺対策審議会に参画し、大阪府・大阪市等関係自治体と広域的に連携し、普及啓発等を行っていくことにより、効果的な自殺対策を推進していきます。	大阪府自殺対策審議会や、自殺未遂者相談支援事業検討会、自殺対策連絡会議等に参画するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、24時間こころの健康相談統一ダイヤル等を合同で実施する。	継続実施
健康福祉局	精神保健課	11	「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」への参画や全国自治体との連携	「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」へ参画し、情報や意見を交換しながら対策を検討し、効果的な先進事例については本市に取り入れるなど、全国自治体との連携を図ります。	「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」の総会への参加や、JSCPが主催する研修等に参加し、情報や意見交換等を実施し、全国自治体との連携を図る。	継続実施
健康福祉局	健康推進課	12	成人保健指導事業	各区保健センターの健康情報コーナーや地域等で、健康さかい21のパネル展示やパンフレット、ストレスチェック票等を配布するなど、心身の健康に関する事項について、正しい知識を普及することにより、健康の保持増進を図ります。	各区保健センターの健康情報コーナーや地域等で、健康さかい21のパネル展示やパンフレット、ストレスチェック票等を配布するなど、心身の健康に関する事項について、正しい知識の普及をすることにより、健康の保持増進を図ります。	今後印刷物作成もペーパーレスの観点より、今まで通りならず、データにて提供となる。
健康福祉局	精神保健課	13	職域連携推進事業	市内の事業所の労働者や労務担当者等を対象に、ストレスの対処法やうつ病等に関する知識や復職支援等に関する研修会を開催します。また、各事業所を対象に、啓発リーフレットを配布するなど、事業所でのメンタルヘルス対策を推進します。	商工会議所と連携し、企業向けの「メンタルヘルス対策セミナー」を実施する(1回)。 また、そのセミナーにおいて、講師と調整して職域に相応しい内容を検討すると共に、啓発資料等の配布も行う。	継続実施。

3次計画事業予定一覧(再掲・廃止を除く)

局	課	No.	事業名	事業概要	令和4年度実施予定・目標値等	今後の方向性(変更等がある場合)
産業振興局	雇用推進課	14	労働相談事業	専門の相談員が勤労者や事業主が抱える雇用・労働問題に対し、労働に関する法令や制度などの情報を提供しながら適切な助言を行い、雇用・労働問題の解決を支援します。	以下のとおり労働相談を継続実施する。 ○本庁高層館7階(雇用推進課) 月曜～金曜 午前10時30分～午後5時 ○サンスクエア堺 月曜～金曜 午前10時30分～午後5時 ※予約制 ○各区役所(堺区を除く) 毎月2回 午後0時45分～午後3時45分 ※予約制 目標値 相談者の反応「参考になった」割合 100%	
産業振興局	地域産業課	15	経営相談事業	堺商工会議所に、税務・経理・事業承継・法律・労務管理・IT支援等に関する相談窓口を設置し、中小企業者の経営に関する諸問題の解決を行います。	実施予定：小規模企業高度化及び経営安定化指導相談業務 目標値：相談件数 3090件	
産業振興局	地域産業課	16	中小企業金融対策	民間金融機関からの資金調達が困難な事業者に対し、セーフティネット融資を中心とした融資制度を実施します。	実施予定：堺市経営安定特別資金融資の実施 目標値：-	
教育委員会事務局	生徒指導課	17	いじめ・暴力防止(CAP)プログラム事業	子どもが自分自身の大切さを自覚し、危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きるための力を養います。	CAPプログラムを全小学校(原則4年生もしくは5年生)、中学校25学級で実施	
教育委員会事務局	生徒指導課	18	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を、スクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行い、児童生徒のいじめ問題や不登校、問題行動に対して適切に対応し、こころの健康を維持できるようにします。	児童生徒・保護者・教職員が、臨床心理に関して高度な専門知識及び経験を有するスクールカウンセラーの相談を受けることができる体制の充実を目的とし、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に向け適切な対応するとともに、ソーシャルワーカー等の関係諸機関とも連携しながら心の健康を維持できるようにする。	
教育委員会事務局	生徒指導課	19	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	児童生徒を取り巻く諸問題の解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークを活用し、児童生徒に対して様々な支援を行います。	拠点校、派遣、区役所配置によるスクールソーシャルワーカー(SSW)の活用。	
教育委員会事務局	生徒指導課	20	生徒指導支援事業	市立の小学校(4年～6年)、中学校、高等学校、支援学校に通う児童生徒を対象に、無料コミュニケーションアプリ「LINE」を使い、いじめに関する相談や学校生活に関する相談を受ける窓口を設置し、問題の早期発見に取り組みます。	LINE相談窓口の二次元バーコードを印字したカードを堺市立の小学校4～6年、中学校、高等学校に通う生徒に配付し、友達登録した相談者から送信されたメッセージに対し、いじめ等の相談の対応に十分な知識を経験を有する相談員が文字情報により対応する。	
教育委員会事務局	生徒指導課	21	SAFEプログラム	「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子どもの安全と、子ども自身が自ら守るためのスキルを身につけることを目的とする教育プログラムを実施します。	小学校低学年担当教員を対象にSAFEプログラムの研修動画を配信	
教育委員会事務局	企画相談課	22	教育相談事業	学校教育に必要なカウンセリング技能の習得を図るために、教育相談事例研修等の教職員を対象にした研修を実施します。いじめの未然防止や不登校の解決に向け、子どもが命の大切さを実感できるよう、教育活動の支援を行います。	学校教育に必要なカウンセリング技能の習得を図るために、教育相談事例研修等の教職員を対象にした研修を実施し、いじめの未然防止や不登校の解決に向け、子どもが命の大切さを実感できる教育の支援を行う。	継続実施
教育委員会事務局	能力開発課 企画相談課	23	教職員研修事業 教育相談事業 (いじめ防止や教育相談に関する研修)	教職員を対象に、性的マイノリティへの配慮など、教職員の人権意識の高揚を図り、いじめの未然防止や早期対応、教育相談について中心的役割を果たす人材を養成する研修を実施します。	教職員を対象に、性的マイノリティへの配慮など、教職員の人権意識の高揚を図り、いじめの未然防止や早期対応、教育相談について中心的役割を果たす人材を養成する研修を実施。	継続実施
教育委員会事務局	学校ICT化推進室	24	学校教育ICT化推進事業	インターネットや携帯電話、スマートフォンの健全な利用、ネットいじめ防止等、児童生徒への情報モラル指導を担う教職員の力量を高めるため、情報モラル指導に係る研修を実施します。	教職員対象の「情報モラル研修」4回、「情報リテラシー研修」6回の実施を予定している。	秋に管理職等対象に「デジタルシティズンシップ教育」についての講演会を実施する予定。今後、市として推進していくことを検討している。
教育委員会事務局	生徒指導課	25	スクールサポートチーム派遣事業	学級崩壊、問題行動及びいじめ・不登校など、学校の喫緊の課題に対し、緊急・集中的にスクールサポートチームを派遣し、問題の早期解決を図ります。	学校園の生徒指導における課題、荒れにつながる喫緊の課題等の早期解決を図るため、緊急・集中的にスクールサポートチームを派遣する。	
教育委員会事務局	生徒指導課	26	生徒指導アシスタント	児童生徒の悩みなどを聞き、学校生活におけるストレスを和らげ、こころのゆとりを持てる学校環境の整備のため、教職員を補助する生徒指導アシスタントを小中学校に配置します。	生徒指導アシスタント派遣回数(1回 3時間)	
教育委員会事務局	企画相談課	27	教育相談事業(こころホーン)	教育センターにおいて24時間受付の電話による教育相談の体制をとることで、不安を抱える子どもや保護者を支援し、関係機関との連携を図りながら緊急対応をとることによりケアを図ります。	教育センターにおいて24時間受付の電話による教育相談の体制をとる、不安を抱える子どもや保護者を支援し、関係機関と連携を図りながら、緊急対応をとることによりケアを行う。	継続実施
健康福祉局	長寿支援課	28	校区ボランティアビューロー設置事業	地域会館等身近なところで、気軽に地域や福祉に関する情報を入手したり、地域の課題を話し合ったり、悩み事を打ち明けたりできるような「情報交換・相談・集いの拠点」をつくることで人のつながりをつくり、地域力の向上を図ります。	校区ボランティアビューローの設置・運営を93校区で実施	
健康福祉局	長寿支援課	29	高齢者総合相談支援業務	市内28か所ある地域包括支援センターにおいて、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から援助を行う高齢者総合相談支援業務を行います。こころの健康に不安のある高齢者については、保健センター等関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センターで、専門職が(保健師、看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士)高齢者総合相談支援業務を行う。こころの健康に不安のある高齢者については、保健センター等関係機関との連携をはかりながら支援を行う。	

3次計画事業予定一覧(再掲・廃止を除く)

局	課	No.	事業名	事業概要	令和4年度実施予定・目標値等	今後の方向性(変更等がある場合)
健康福祉局	精神保健課	30	精神保健福祉相談	保健センターにおいて、精神保健福祉士等によるこころの健康やこころの病気に係る相談を受けています。相談内容に応じて、治療の促進や社会復帰に向けた支援等、関係機関と連携しながら支援を行います。また、精神科医師による定例相談を実施しています(予約制)。	各保健センターにおいて、精神保健福祉士を中心にケースワーク等の個別支援を行い、ニーズに応じて嘱託医による相談(定例相談)を行う。 なお、「相談等があったケースへの対応」という業務の性質上、目標値は設けない。	継続実施。
健康福祉局	こころの健康センター	31	いのちの相談支援事業	警察署や消防局(救急隊)、救急告示病院の協力のもと、自殺未遂者もしくはその家族等に対し、自殺未遂に至った悩みの原因を整理し、電話・来所・訪問など、継続的な相談支援を実施し、必要に応じて関係機関の相談窓口への同行を行うなど、「生きることの包括的支援」を推進します。	本事業に同意した自殺未遂者や家族等に対し、自殺未遂に至る原因の整理、各種相談機関との連絡・調整、相談窓口への同行、家庭訪問等、きめ細やかな“寄り添う”支援を行う。 目標値:新規相談受理事者の内、連絡途絶に至る自殺未遂者の割合 8%以下	
消防局	救急課	32	いのちの相談支援事業との連携	消防局(救急隊)で取り扱った自損事故事案のうち、自殺念慮が認められる事案に関して、リーフレットを配布し、こころの健康センター内の専門相談窓口(いのちの応援係)を紹介します。また、消防局から健康福祉局への情報提供に本人又はその家族の同意があった場合、情報提供を行い連携を図ります。	該当事案があれば可能な限り実施	
健康福祉局	長寿支援課	34	ダブルケア支援	子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯(ダブルケア)の負担軽減と、介護離職を防ぎます。	ダブルケア相談窓口や制度の周知の取組みとして、関係機関や認定子ども園等にポスターの掲示依頼やパネル展示を行う。また、各区のダブルケア当事者の会の立ち上げに向けて、子育て支援課と連携し検討をすすめる。	
健康福祉局	長寿支援課	35	高齢者保健福祉月間	9月を「高齢者保健福祉月間」とし、高齢者の生きがい、健康保持や向上を図るための取組を進めます。	・敬老祝品贈呈について、当該年度中に100歳を迎える方に対し国(厚生労働省)から祝状及び銀杯の贈呈があり、各市町村がその窓口となっている。対象者は、昨年度と同数程度を見込む。 ・金婚者の祝い状等贈呈事業について、昨年度と同様市長名の祝状と協賛事業者のクーポン券を郵送により贈呈し、市としてのお祝いの気持ちを表す方法を継続実施。対象者は、昨年度と同数程度を見込む。	
健康福祉局	長寿支援課	36	介護予防普及啓発事業	高齢者に対し、介護予防に関する事業(げんきあっぷ教室、介護予防・健康教室等)を実施します。また、介護保険の非該当となった閉じこもり、認知症、うつ等の恐れがある高齢者を対象に、訪問等による支援を実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面式の教室の規模(参加者数)を縮小し、オンラインでの教室の開催回数を増やして実施する。	
産業振興局	雇用推進課	37	さかいJOBステーション事業	15~39歳までの若年者と全年齢の女性を対象に、就職支援や職場定着支援を実施しています。	○若年者(15~39歳)と女性(全年齢)の求職者等を対象に、キャリアカウンセリング・各種セミナー・企業との交流会などを年間を通じて実施。 ○窓口開設時間 火~土 10:00~19:00 ○目標値 就職決定者数 1,700人 利用者数 14,000人	
産業振興局	雇用推進課	38	地域就労支援事業	働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できない就労困難者等(障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者等)を対象に、就労相談事業や職業能力開発事業を行います。	各区役所とサンスクエア堺において巡回による就労相談を実施する。また、関係機関と連携した就労支援の実施と職業能力開発講座を実施する。 目標値 相談等利用件数 1,150件	
健康福祉局	精神保健課	39	精神障害者社会復帰グループワーク	回復途上にある精神障害者が、同じ障害のある人たちと交流することによって「自信」や「生きがい」等を取り戻し、自立や社会参加のきっかけとすることを支援します。	精神保健福祉士を中心に、グループワークを行う。 なお、「COVID-19感染拡大の状況に応じて適切に縮小しなければならない」という業務の性質上、感染拡大の終息までは、具体的な目標値は設けない。	継続実施。
子ども青少年局	家庭支援課	41	子ども相談所(児童相談所)	18歳未満の児童に関するさまざまな問題(養護・非行・虐待・障害・健全育成等)について相談、調査、判定、指導、措置等を行います。また、児童の状況により各種相談機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	引き続き、18歳未満の児童に関するさまざまな問題(養護・非行・虐待・障害・健全育成等)について、相談、調査、判定、指導、措置等を行います。また、児童の状況に合わせて各関連機関と連携し、支援体制の充実を図るとともに取り組みを強化していきます。	
子ども青少年局	子ども家庭課	42	堺市ユースサポートセンター事業	ひきこもり、不登校、ニート、非行など困難を抱える子ども青少年及びその保護者からの総合相談窓口と、また自立に向けた支援プログラムやセミナーの開催、居場所の提供などを行います。	ひきこもり、不登校、ニート、非行など困難を抱える子ども青少年及びその保護者からの総合相談窓口と、また自立に向けた支援プログラムやセミナーの開催、居場所の提供などを行う。 堺市ユースサポートセンターでの新規及び継続相談者数:830件	
健康福祉局	こころの健康センター	43	ひきこもり支援事業	ひきこもりで悩む本人、家族等の孤立化、問題の長期化を防ぐため、こころの健康センター内に「ひきこもり地域支援センター(成人期)」を設置し、ひきこもり専門相談を行っています。個別相談、家族教室やグループワークなどを行っています。また、ひきこもりサポーター養成・派遣事業を実施し、「ピアサポーター」を活用したひきこもり支援事業、支援の強化を図ります。	精神保健福祉士、心理士等の専門職による、長期化・高齢化するひきこもり当事者、家族相談支援を実施する。また、ピアサポーターを事業に積極的に活用し、事業に参画する。 目標値:相談利用件数4000件 目標値:ひきこもり支援の活用:100回	
健康福祉局	こころの健康センター	45	ゲートキーパー事業	悩んでいる人に寄り添い、気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するため、市民をはじめ、関係機関・団体、市職員等に対してゲートキーパー研修を行います。	市民、関係機関・団体、市職員等に対してゲートキーパー研修を実施し、悩んでいる人に寄り添い、気づき、必要な支援につなげ、見守ることができる身近な相談役を増やす。 目標値:令和4年度研修受講者400人	
健康福祉局	こころの健康センター	46	相談機関研修	市内の相談支援機関に従事する職員に対し、自殺の要因となり得る精神疾患や自殺の問題に関する知識等を深めるための研修を行います。また、研修を通じて連携強化を図り、これらの職員が対応に苦慮し孤立することのないよう支援者への支援を行います。	市内の相談支援機関に従事する職員に対し、自殺につながる精神疾患や自殺のリスクに気づく知識を深めるための研修を実施する。支援者への支援の視点も踏まえて研修を実施し、研修を通じて連携強化も図る。 目標値:相談機関研修1回	

3次計画事業予定一覧(再掲・廃止を除く)

局	課	No.	事業名	事業概要	令和4年度実施予定・目標値等	今後の方向性(変更等がある場合)
健康福祉局	精神保健課	47	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	内科医等のかかりつけ医を対象に、うつ病等の精神疾患に関する知識や診断・治療技術を習得し、地域精神科医との連携を推進するための研修を実施します。	医師会と協議し、コロナ禍にあってもオンライン等で研修を実施できないか、検討する。 可能であれば、医師会と連携し、かかりつけ医等に向けた研修を行う(1回)。また、その研修において、講師と調整してかかりつけ医に対して伝えるべき内容を検討すると共に、啓発資料等の配布も行う。	継続実施(必要に応じてオンライン実施の可否について検討)。
健康福祉局	長寿支援課	49	介護人材確保・育成支援事業	高齢化社会の進展により介護人材の不足が懸念される中、高齢者の心身を支える介護サービスの質の維持・向上を図るため、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けた介護事業者への支援を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面ではなくオンラインで研修を実施する。 また、福祉施設職員による実践活動や研究活動等を発表する「さかい福祉と介護の実践発表会」をオンラインで開催するなど、介護人材育成のための取組により、高齢者のゲートキーパーとしての役割を担う人材の質の向上を図る。	
健康福祉局	こころの健康センター	52	薬物・ギャンブル等依存専門相談事業	覚醒剤・大麻などの違法薬物や、ギャンブル等の依存症者の孤立化・問題の深刻化を防ぐため、依存状態にある本人及び家族等の相談に応じ、適切な情報提供、他機関との連携等を行い、回復のためのプログラムを実施します。	薬物やギャンブル等の依存状態にある本人や家族の相談支援を実施し、適宜、情報提供や他機関との連携を行う。感染まん延状況に応じ、継続的かつ安全に、当事者の治療回復プログラムや家族教室、医療相談等の事業を実施する。 目標値：相談利用件数(薬物依存症)550件 (ギャンブル等依存症)550件	
健康福祉局	こころの健康センター	53	こころの電話相談	「こころの健康について不安を感じる」「医療機関や相談機関の情報を教えて欲しい」「福祉サービスなどが知りたい」など、こころの悩みに関する相談に対応します。	電話によりこころの健康に関する不安や悩みの相談を受けるとともに、医療機関や相談機関、福祉サービス等の情報提供を行う。匿名を保証し、各回の相談に即応する事業であることや、社会情勢の影響を受けることから、成果を数値化することに適さないことから、目標値の設定はしない。	
市民人権局	男女共同参画推進課	54	女性の悩みの相談	カウンセラーによる女性のための「女性の悩みの相談」です。女性が抱える不安や悩みの相談に、カウンセラーが女性の視点にたったカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として実施します。	女性が抱える不安や悩みに対して、カウンセラーが女性の視点にたったカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的に実施する。 毎週火曜日 10時～13時、14時～16時(第1・3火曜日は18時～20時も実施) 第1・2・3金曜日は17時～20時。 計毎月33コマ程度実施。	
子ども青少年局	子ども家庭課	55	女性相談事業	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に女性相談員を配置し、女性の様々な悩みに対して相談・指導・助言を行い、必要に応じて、堺市配偶者暴力相談支援センターや大阪府女性相談センター・警察等関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。	女性の様々な悩みに対して相談・指導・助言を行う。必要に応じて、堺市配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター及び関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。 相談件数の増加をめざしているものではないため目標値は設定しない。	
健康福祉局	精神保健課	56	大規模災害等におけるこころのケア	震災等の大規模災害発生時において、被災者のストレス、こころの健康に関する不安等を軽減するために「こころのケア」に関する相談体制を整備します。	国や大阪府等の大規模災害発生時活動手引き等を参考に「堺市災害時こころのケア活動マニュアル」を時点更新し、支援活動を迅速かつ適切に行えるよう、平時からの準備を進める。	継続実施。
市民人権局	市民人権総務課	57	法律相談	弁護士による無料の相談窓口を各区役所に設置し、離婚や相続、遺言、債権・債務に係る問題などの解決に向け、市民生活上の法律問題に関する相談を実施します。	各区役所に弁護士による無料の法律相談窓口を設置する。 目標値：アンケート調査により算出した満足度 93%	
市民人権局	市民人権総務課	58	市民相談・人権相談	市民が気軽に相談できる場として、各区役所に市民相談窓口を設置し、日常生活の中で起こる様々な問題(簡易な法的問題を含む)や人権の問題に関する相談に応じ、問題解決のための助言を行います。	各区役所に市民相談員による無料の市民相談窓口を設置する。 目標値：アンケート調査により算出した満足度 99%	
市民人権局	市民協働課	59	犯罪被害者等支援総合相談	犯罪被害者や家族等が、被害後に直面する様々な悩みに対して相談を実施し、相談内容に応じた支援施策や関係機関の紹介を実施します。	犯罪被害者やその家族等に対して、被害後の生活回復に向けた適切な相談支援や情報提供を実施。	変更なし
市民人権局	消費生活センター	60	消費生活相談事業	消費生活センターにおいて、専門相談員による消費生活相談を行い、消費生活に必要な商品やサービスについての苦情や相談を受け、解決するための適切な助言を行います。	消費生活相談におけるあっせん対象事案に係る解決率90%	
市民人権局	男女共同参画推進課	61	男性の悩みの相談	男性カウンセラーによる男性のための「男性の悩みの相談」です。仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、男性カウンセラーがカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として実施します。	仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、カウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題解決と回復を支援することを目的に実施する。 毎月第1・3木曜日18時～21時、第4土曜日14～17時 計毎月9コマ程度実施。	
健康福祉局	精神保健課	62	精神障害者24時間医療相談事業おおさか精神科救急ダイヤル	24時間体制による市民からの精神科の受診・入院等の医療相談に対応し、症状の緩和が図れるよう適切に対応し、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行います。	大阪府・大阪市と共同で、適切な事業者に運営を委託する。また、当該事業者の実務担当者の質の確保のため、事業者と随時調整を行う(必要に応じて研修や協議の場を設ける等の工夫を行う)。 なお、「相談等があったケースへの対応」という業務の性質上、目標値は設けない。	継続実施。

3次計画事業予定一覧(再掲・廃止を除く)

局	課	No.	事業名	事業概要	令和4年度実施予定・目標値等	今後の方向性(変更等がある場合)
健康福祉局	精神保健課	63	精神科救急医療体制整備事業	病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備し、平日夜間及び休日は24時間体制で精神科救急医療対応を行うことにより、疾患の重篤化の軽減及び適切な医療との連携を図ります。また、平成27年度から、身体科合併症患者を受け入れるシステムが導入されています。	大阪府・大阪市と共同で、以下を実施する。 ①緊急措置診察事業：適切な事業者への委嘱等により、必要に応じた警察等との調整、精神科病院での診察や入院が行える体制を確保する。 ②精神科救急医療情報センター：適切な事業者への委託等により、必要に応じた救急隊等との調整、精神科救急受診が行える体制を確保する。 ③精神科救急病院体制確保：精神科病院の協力を得て、精神科救急医療体制を確保する。 ④精神科合併症支援システム：精神科病院の協力を得て合併症支援病院(輪番)を設定し、一般救急病院へのコンサルテーション等を行える体制を確保する。 なお、「相談等があったケースへの対応」という業務の性質上、目標値は設けない。	継続実施。
健康福祉局	精神保健課	64	相談機関ネットワークの充実	研修会や相談機関一覧などを積極的に活用することにより、相談機関同士の連携を促進し、多種多様な悩みを持った人を適切な相談機関につなげるための取組を推進します。	①懇話会・庁内連絡会の開催等：関連施策と連携するため、懇話会及び庁内連絡会を開催する(各2回)。 ②各種研修会でのホームページ周知等：事業No.2「相談機関一覧(悩み相談)の作成」の啓発カードを、原則として当該が関与する全ての研修やイベントで配布する。	継続実施。
子ども青少年局	子ども家庭課	66	ひとり親相談事業	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父母や寡婦について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、各種相談員や保健センター等の関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	各区保健福祉総合センターに母子・父子自立支援員(非常勤職員)を1名ずつを配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、子育て・生活支援施策、就業支援施策、養育費の確保、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談、償還指導等の総合的な自立支援を行う。 相談件数の増加をめざしているものではないため目標値は設定しない。	
子ども青少年局	子ども家庭課	67	家庭児童相談室における相談事業	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、18歳未満の児童に関する諸問題(養護・非行・虐待・障害・健全育成等)について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、子ども相談所や教育委員会等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。	各区の保健福祉総合センター子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、18歳未満の児童に関する諸問題(養護・非行・虐待・障害・健全育成等)について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、子ども相談所や教育委員会等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。 相談件数の増加をめざしているものではないため目標値は設定しない。	
市民人権局	男女共同参画センター	68	男女共同参画センター相談	市民のセーフティネットとして女性差別をはじめとする人権に関する各種相談を実施し、男女共同参画社会の実現を図ります。相談内容に応じて、各種関係機関と連携をとり解決にあたり、必要に応じて弁護士相談を行います。	引き続き実施する	令和5年4月から指定管理者制度を導入予定
健康福祉局	地域共生推進課	69	生活困窮者自立相談支援事業(堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」)	経済的要因等により生活に困窮すると精神的に不安を抱えることが多くなるため、各関係機関と連携を密にすることで生活困窮者を早期に発見し、きめ細やかな相談支援・就労支援を行います。	経済的要因等により生活に困窮すると精神的に不安を抱えることが多くなるため、各関係機関と連携を密にすることで生活困窮者を早期に発見し、きめ細やかな相談支援・就労支援を行う。	
健康福祉局	保健医療課	74	「難病患者支援センター」事業	難病患者及び家族が気軽に集い交流し、療養生活や社会生活などに必要な情報を得るための場として「難病患者支援センター」を運営し、講演会、交流会、ピアカウンセリングを実施するなど、患者交流を中心とした取組を支援します。	専門医師や関係機関の支援者等による、療養全般に関する情報提供等、学習会(医療講演)を行う。また、創作活動・交流会を通じて仲間作りとストレス予防を目的とした広場サロンや、同じ疾患の患者における患者交流会も開催する。目標参加者数700名	
子ども青少年局	子ども育成課	75	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業で、産後の育児不安や育児ストレス等を早期に発見し、必要な方に適切な支援を行うことにより、育児負担の軽減に努めます。	訪問・情報提供実施率100%	本事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問することで、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、子育ての孤立化や児童虐待を未然に防止し、必要なサービスにつなげる事業であるため、継続
健康福祉局	こころの健康センター	76	性暴力被害者支援カウンセリング事業	性暴力にあわれた女性の方への専門的な心理カウンセリングを実施します。	嘱託臨床心理士による月2回のカウンセリングを実施し、単回または継続的な支援を実施する。 性暴力被害者へのケアは基本的にワンストップでの対応が望ましいため、本事業は心理的ケアを主としたものであり、相談の性質上、成果を数値化することに適さないことから、目標値の設定はしない。	
健康福祉局	こころの健康センター	77	自死遺族相談支援事業	自死遺族等を対象に、自死遺族等の悲嘆の状況のケア及び社会復帰の支援、二次的な自死を防止するために相談支援事業を実施します。	嘱託臨床心理士による月2回のカウンセリングを実施し、単回または継続的な支援を実施する。 自死遺族は総合的な支援が必要であり、対象となる方の状況も多様であるため、相談先も多岐に渡り、カウンセリングの件数で成果を数値化することは適さないため、目標値は設定しない。	
健康福祉局	精神保健課	78	自死遺族等のための自助グループなどとの連携や支援	自死遺族等のための自助グループとの連携を図ることにより、自死遺族等のこころの回復に寄与していきます。また、その活動を支援します。	現在、休会中の分かち合いの会が再開した際には、周知を図る。また再開における支援なども検討する。研修会等で自死遺族の方のメッセージを届けてもらう機会の設定など検討していく。	
健康福祉局	精神保健課	79	自死遺族等のための情報提供の推進	自死遺族等のための相談窓口を掲載したパンフレット等をさまざまな機会を通じて配布するなどの情報提供を行います。	相談機関一覧に掲載されている自死遺族団体のHP上の情報について更新を行う。	
健康福祉局	こころの健康センター	81	自殺未遂者ケア研修	警察・救急隊・救急告示病院に就任している職員に対し、自殺未遂者ケアのポイント等を深めるための研修を行います。また、研修を通じて連携強化を図り、これらの職員が対応に苦慮し孤立することのないよう支援者への支援を行います。	警察・救急隊、救急告示病院に就任している職員に対し、自殺未遂者をケアする際のポイント等を学ぶための研修を実施する。支援者への支援の視点も踏まえて研修を実施し、研修を通じて連携強化も図る。 目標値：自殺未遂者ケア研修1回	